

府政共生第 8 5 9 号
2 6 文科初第 6 5 1 号
雇児発 0 9 1 0 第 2 号
平成 2 6 年 9 月 1 0 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
武 川 光 夫

(印影印刷)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
小 松 親 次 郎

(印影印刷)

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 長
安 藤 よ し 子

(印影印刷)

子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）に基づく子どものための教育・保育
給付の支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、
同法、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）、子ども・子育て支援
法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）に定めるもののほか、下記のと
おり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれて
は、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局

と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- 1 法 子ども・子育て支援法
- 2 令 子ども・子育て支援法施行令
- 3 規則 子ども・子育て支援法施行規則（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第55号）による改正後のもの）
- 4 運営基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- 5 保育の必要性 小学校就学前子どもについて、保護者の労働又は疾病その他の規則第1条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること
- 6 教育標準時間認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 7 1号認定子ども 教育標準時間認定を受けた小学校就学前子ども
- 8 2号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 9 2号認定子ども 2号認定を受けた小学校就学前子ども
- 10 3号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 11 3号認定子ども 3号認定を受けた小学校就学前子ども
- 12 保育標準時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 13 保育短時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 14 保育所等 2号認定子ども又は3号認定子どもが利用する保育所、認定こども園又は地域型保育事業

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

- 1 保育の必要性に係る事由（法第19条第2号及び第3号、規則第1条）

（1）趣旨

ア 保育の必要性に係る事由として、従前の「保育に欠ける事由」（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条）に加え、各市町村における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の

疾病・障害、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練及び育児休業取得時の継続利用を明記したこと。

イ また、近年の児童を取り巻く環境等に着目し、児童虐待のおそれがあると認められること及び配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること（以下「虐待又はDVのおそれがあること」という。）についても、保育の必要性に係る事由として追加したこと。

ウ 従前の「保育に欠ける事由」として規定していた「同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合」については、保育の必要性に係る事由としては規定せず、市町村が保育所等に係る優先的な利用を判断する際の考慮要素としたこと。具体的には、いわゆる「調整指数」（市町村が保育所等の利用について調整を行うため、保育所等の利用の優先度等に応じて定める指数をいう。以下同じ。）を減点するなどの方法が考えられる。また、その際、高齢や要介護など、当該同居の親族その他の者の心身の状況を併せて考慮することもできること。

（2）留意事項

ア 規則第1条第1号（就労）

（ア）いわゆるフルタイム就労のほか、パートタイム就労、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とするものであること。

（イ）就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とするものであること。

（ウ）就労時間については、1か月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることを要件としている。

これは、保育必要量の認定（以下の3参照）が、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分に分けて行うこととされたことに伴い、保育短時間認定における就労時間の範囲の設定に関する次の考え方を踏まえたものであること。

- ・ 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- ・ 保育の必要性の認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、取れん・一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイム就労のほか、パートタイム就労などすべての就労形態に対応していくことを基本とする。
- ・ 保育短時間認定に当たっては、その対象として主にパートタイム就労を想定していることから、フルタイム就労よりも時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- ・ その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定する。具

体的には、フルタイム就労者は

① 1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること

② 1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。

- ・ その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

イ 規則第1条第4号（同居の親族の介護又は看護）

当該子どもの兄弟姉妹が小児慢性疾患や障害を抱え、常時、介護又は看護を必要とするような場合についても対象とするものであること。

ウ 規則第1条第9号（育児休業取得時の継続利用）

（ア）保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していただ子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであること。なお、休業開始前に認定こども園を利用していただ2号認定子どもについては、当該認定こども園の1号認定子どもに係る利用定員に空きがある場合は、教育標準時間認定へ変更したとしても、当該認定こども園を継続して利用することが可能であるため、そのような取扱いとすることも考えられること。

（イ）育児休業取得前に保育所等を利用している場合で、（ア）に該当しないため、一旦保育所等を退所し、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用（以下の7参照）の枠組みの中で対応すること。

エ その他の事項

（ア）インターンシップの取扱い

インターンシップについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労（規則第1条第1号）」、「求職活動（同条第6号）」等に該当するものとして認定を考慮するほか、一時預かり事業により対応するといった柔軟な対応をとること。

（イ）ボランティア活動の取扱い

ボランティア活動については、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かり事業で対応するほか、「災害復旧（規則第1条第5号）」又は「市町村が認める事由（同条第10号）」に該当するものとして認定を考慮するといった柔軟な対応をとること。

2 支給認定の申請及び支給認定証の交付（法第20条、規則第2条、第5条、第6

条)

(1) 支給認定手続に関する基本的考え方

ア 法に基づく給付を受けて特定教育・保育を受けるためには、保護者は、法第20条第1項の規定による認定を受けるほか、特定教育・保育施設の利用申込み等の手続を行う必要がある。

このことについて、市町村及び保護者の事務負担軽減や現行の幼稚園における園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定を希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設（認定こども園及び幼稚園）を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とすること。（規則第2条第3項、第5条）

ただし、入園予定の施設の内定が得られていない、年度途中で転居したなど、入園予定の施設が決まっていない場合等においては、保護者が市町村に直接認定の申請を行うことも考えられること。

イ 上記アの場合において、保護者が施設に願書を提出した時点（入園申込みを行った時点）では、入園予定の施設が1つに特定されないことから、入園内定が得られた時点以降に、当該施設を通じて上記アの手続を行うことが考えられること。

ウ アと同様、事務負担軽減等の観点から、市町村が定めるところにより、保護者が保育標準時間認定又は保育短時間認定を希望する場合には、施設（認定こども園及び保育所）又は特定地域型保育事業者を通じて、市町村に認定の申請を行い、支給認定証の交付を受けることができること。（規則第2条第4項、第5条）

エ 保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについて、保護者が幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）と保育所又は認定こども園（2号認定に係る利用定員に限る。）の利用申込みを併願する場合には、当該子どもは2号認定を受けることとなる。この場合において、当該幼稚園又は認定こども園については、上記アと同様に事前に認定を受けることなく施設に直接利用申込みを行うが、認定の申請は当該幼稚園又は認定こども園経由では行わないこととし、それと並行して、当該保育所又は認定こども園について、2号認定の申請及び当該保育所又は認定こども園の利用申込みを市町村（上記ウの取扱いをする市町村にあつては、当該保育所又は認定こども園）に行つて、2号認定を受けた上で利用調整を受ける取扱いとすること。

オ エの場合において、2号認定を受けた子どもが最終的に幼稚園に入園することとなった場合、教育課程に基づく教育時間が特例施設型給付の対象となり、それ以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応することが可能であるとともに、転園の意思がないときは、2号認定を教育標準時間認定へ変更することも考えられること。2号認定を受けた子どもが最終的に認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合、特例施設型給付の仕組みの適用はなく、入園までに支給認定を教育標準時間認定へ変更するとともに、教育課程に基づく教育時間以外の日時の利用に対しては、一時預かり事業の活用により適切に対応すること。

3号認定を受けて地域型保育事業を利用していた子どもが満3歳に達したこと

により2号認定を受け、最終的に幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定に係る利用定員に限る。）に入園することとなった場合についても、それぞれ同様に対応すること。

カ 特定教育・保育施設には該当しない国立大学附属幼稚園や確認を受けない私立幼稚園や、地域子ども・子育て支援事業を利用する場合にあっては、支給認定の申請は不要であること。

（2）保護者の選択の尊重

今般の子ども・子育て支援新制度は、子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを基本理念の1つとしている。保育の必要性の認定の対象となり得る子どもについても、幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保される必要がある。このため、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育所等における保育の利用を保護者が希望しないときは、保育の必要性の認定の申請は不要であること。また、保育の利用を希望するか否かについては、兄弟姉妹によって異なることもあり得ること。保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育認定を受けることも可能であり、特定教育・保育施設の種類や利用時間、教育・保育の内容、職員配置、設備等に関する情報を踏まえた保護者の選択が適切に行われるよう、情報提供や申請の援助を行うこと。

（3）支給認定証の記載事項（規則第6条）

支給認定証には、支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日（同条第1号）、当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日（同条第2号）、保育の必要性に係る事由及び保育必要量（同条第5号）等同条各号に掲げる事項を記載することとされている。なお、利用者負担額については、毎年、市町村が市町村民税額等を確認の上、その階層区分ごとに定めることとなるため、支給認定証とは別途、利用者負担額に関する事項を通知することとしている。このため、支給認定証にはこれを記載しないようにすること。

（4）保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときの通知（法第20条第5項）

法第20条第5項の規定による通知は、当該保護者が異議申立て等を行うことを妨げないよう、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整の状況等にかかわらず、できる限り速やかに行うよう努めること。

(5) 認定に関する処理期間（法第20条第6項）

法第20条第6項の規定により、同条第1項の認定の申請に対する処分は当該申請のあった日から30日以内にしなければならないとされているところ、同条第6項ただし書の「当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合」には、当該申請に係る保護者に処理見込期間及びその理由を通知し、これを延期することができることとされている。

この「特別な理由がある場合」には、当該申請に係る事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要する場合が含まれるものであること。

この場合であっても、特定の者のみ処分時期を不合理に遅くするなど、申請者間の公平性を欠く対応としないよう留意することとし、申請者の希望入園時期を失することとならないよう適切な時期に認定すること。

また、当該理由の通知の方法については、各市町村の判断により、次のような方法とすることが考えられること。

- ① 当該申請を受理した際に、申請者に対し、一律に、「次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を通知する方法
- ② 申請に当たって、「次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を案内し、これに同意する保護者の意思を、認定の申請に併せて書面により確認する方法

3 保育必要量の認定（法第20条第3項、令第1条、規則第3条、第4条）

(1) 趣旨

ア 保育必要量の認定は、主に両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した保育標準時間認定と、主に両親の一方がフルタイムで就労し、他方がパートタイムで就労する場合又はいずれもがパートタイムで就労する場合を想定した保育短時間認定の2区分により行うこととしたこと。

これは、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などを考慮したものであること。

イ 保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものであり、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。

この考え方にに基づき、年間の日数の枠としては、現行制度における保育所の年間開所日数（約300日）と同様としたこと。（保育所の開所日数については、日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日（1か月25日間）の開所を前提としている。）

ウ 保育必要量と実際の保護者の利用時間並びに保育所等の開園する日数及び時間との関係については、現行制度における保育所の利用実態として、土曜日の保育所の利用は平日よりも大幅に少なく、平日において閉園時間よりも前に迎えに来

る保護者も多いところであるが、新制度においても、実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意すること。

(2) 留意事項

ア 保育必要量に係る時間数

保育必要量に係る時間数については、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分に応じて、次のとおりとすること。

(ア) 「保育標準時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間を8時間とした上で、休憩時間や通勤時間も考慮し、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とすること。

(イ) 「保育短時間認定」の保育必要量については、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とすること。

イ 保育の必要性に係る事由が就労である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 保育の必要性に係る事由が就労（規則第1条第1号）である場合における保育必要量の認定は、就労時間を勘案して行うこととし、就労時間が1か月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間認定と、就労時間が1か月当たり120時間未満である場合には原則として保育短時間認定とすること。

(イ) 就労時間が1か月当たり120時間以上である場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望するときは、市町村の判断により、保育短時間認定とすることもできること。

(ウ) 現に保育所を利用している者については、市町村は、法の施行後に保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が定める要件に該当するものについて保育標準時間認定を行う等の適切な経過措置を講ずる必要があること。（6（2）参照）

ウ 保育の必要性に係る事由が就労以外の事由である場合における「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の区分

(ア) 就労以外の事由については、例えば同居の親族を常時介護又は看護している場合（規則第1条第4号）であっても、付添いに必要な時間が人によって異なることが考えられることから、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とすること。

ただし、妊娠・出産（同条第2号）、災害復旧（同条第5号）及び虐待又はDVのおそれがあること（同条第8号）といった事由については、一律に保育標準時間認定とすること。（規則第4条第1項）

(イ) 保護者の疾病・障害（規則第1条第3号）、求職活動（同条第6号）及び育児休業取得時の継続利用（同条第9号）といった事由については、市町村の判

断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができること。（規則第4条第2項）

エ 延長保育事業との関係

通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育事業との関係については、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理し、別途示すこととしていること。

4 支給認定の有効期間（法第21条、規則第8条）

(1) 教育標準時間認定の有効期間は、その効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間としたこと。（規則第8条第1号）

(2) 2号認定及び3号認定（保育標準時間認定及び保育短時間認定）の有効期間は、満3歳以上の子どもに係る認定についてはその効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、満3歳未満の子どもに係る認定についてはその効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間とし、保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合は、その時点までとすることを基本としたこと。（規則第8条第2号から第13号まで）

なお、「求職活動」の事由に係る有効期間については、雇用保険制度に基づく失業等給付（基本手当）の給付日数が90日を基礎としていること（被保険者期間10年未満の者が倒産、解雇等以外の理由により離職した場合）を踏まえ、90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間としたものであること。（同条第4号及び第10号）

(3) 「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することも可能であること。

5 現況届（法第22条、規則第9条）

現況届は、保育の必要性に係る事由に引き続き該当していることや利用者負担の切替の要否を確認する観点から、1年に1回を基本に求めることとしたこと。

6 経過措置（規則附則第2条等）

(1) 趣旨

法の施行により保育必要量の認定について保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分が設けられることに伴い、法の施行前に現に保育所を利用している者が、法の施行後に、保育所を退所し、又は保育所を利用することができる時間数が減少することにならないよう、経過措置として、現に保育所を利用することができる時間を保障しながら、段階的に保育短時間認定を適用する等の措置を講ずることができることとしたこと。

(2) 経過措置の内容及び留意事項

ア 法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、保育の必要性の認

定に係る事由のうち「就労」（規則第1条第1号）について、1か月当たりの労働時間数を48時間から64時間までの範囲に限定せず、市町村が定めることができることとしたこと。（規則附則第2条）

イ アに掲げるもののほか、市町村は、現に保育所等を利用している者であって法の施行後にその保護者が保育短時間認定を受けると見込まれるものその他法の施行により不利益が生ずると見込まれる者については、当該者が引き続き従来どおり保育所等を利用することができるよう、適切な経過措置を講ずること。

その際、法の施行に伴い定められる「就労」の事由に係る1か月当たりの労働時間数の下限が、現行において定める労働時間数の下限より引き上げられた場合及び引き下げられた場合のいずれについても配慮すること。

ウ 経過措置の例として、保育短時間認定を受けると見込まれる者のうち市町村が必要と認めるものについては、保育標準時間認定を行うこととすることが考えられること。

エ 上記に掲げるもののほか、保育短時間認定を受けるに至らないと見込まれる短時間の就労者の保育の需要に対しては、一時預かり事業を柔軟に活用するなど、市町村の実情に応じた適切な対応を行うこと。

7 優先利用

(1) 趣旨

現在、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い（以下「優先利用」という。）を行っている事例が見られる。

今般、法の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ア 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点から踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とすること。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施

していくことが必要となること。

イ 虐待又はDVのおそれがあること（規則第1条第8号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

① ひとり親家庭

※ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。）に基づく配慮義務がある。

② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。

⑤ 子どもが障害を有する場合

※ 例えば、障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。

⑥ 育児休業を終了した場合

（例）

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

⑦ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄弟が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。）について同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受

けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

⑨ その他市町村が定める事由

※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

8 保育の必要性の認定に関する子ども・子育て会議の意見

保育の必要性の認定に関しては、平成26年1月15日に開催された子ども・子育て会議の場において、別添のとおり、「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」が、同会議の意見としてまとめられたところである。

このため、保育の必要性の認定の運用に当たっては、当該意見に十分留意し、適切な措置を講ずるようお願いしたいこと。

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

1 特定教育・保育施設の確認

(1) 確認の申請（法第31条第1項、規則第26条）

特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、規則第26条各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請にかかる施設の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならないこととされている。

これらの事項のうち、法の施行に際し新たに作成する必要がある運営規程（同条第9号）等については、その規定すべき内容が確定できない場合があり得ることから、当該確認の申請の段階では現時点での案の提出を求め、内容が確定した後速やかに差し替える等、適宜柔軟に取り扱うこととして差し支えないこと。

(2) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条）

ア 利用定員に関する基本的考え方

利用定員は、教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者からの申請に基づき市町村長が法第31条又は第43条の規定による確認を行う際に、定めるものである。

利用定員は、認可定員（教育・保育施設の設置に当たり認可若しくは認定され、又はその後の変更につき適正な手続を経た定員のことをいい、幼稚園については学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第1項第5号の収容定員、保育所については児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第13条第2項第6号に掲げる利用定員、幼保連携型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第16条第4号の利用定員、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項第3号の利用定員と第4号の利用定員（満3歳以上の者に係るものに限る。）を合計したものを。以下同じ。）に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があるが、具体的な人数設定に関し、全国一律の基準を設けるものではないこと。

利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要があること。

なお、利用定員を認可定員に一致させるよう設定した場合に、当該地域における利用定員の総数（供給）が必要利用定員総数（需要）を上回ることが考えられるが、この場合において、必要利用定員総数（需要）に応じて利用定員の総数（供給）を減少させることを求める趣旨ではないこと。

イ 幼稚園並びに幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の取扱い

（ア）幼稚園については、現行の取扱いを踏まえ、最低利用定員を設けないこととしたこと。

（イ）幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、施設全体で利用定員を20人以上に設定すること。

ウ 利用定員の区分

法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については年齢ごとの区分を設けない一方、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員については満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしているが、これは、年度中における子どもやその保護者の状況の変化に柔軟に対応できるようにするとともに、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」等の区分との整合性を考慮したものであること。同様に、利用定員に係る保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分についても、これを設けないこととしたこと。なお、これらについては、地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能であること。

エ 利用定員と認可定員との関係

（ア）実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設については、当該認可定員にかかわらず、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定めること。なお、この場合において、認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はないこと。

（イ）実際の利用者数が認可定員を超える状況にある施設については、当該認可定員の範囲内で利用定員を設定することが原則であることから、認可権者におい

て、認可基準を満たすように必要な指導監督を行うとともに、利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。ただし、当該施設が私立幼稚園（認定こども園を含む）である場合に、認可権者の判断により、法第27条第1項の規定による確認を受けてから5年を超えない範囲内で都道府県が認める期間に限り、実際の利用者数に応じた認可基準を満たしており、かつ、認可定員の適正化に取り組んでいる場合（認可定員の増加の認可申請中又は申請予定である場合や、新規入園者の計画的な減少等による実際の利用者数の適正化に取り組んでいる場合）であって認可権者が適当と認めるときは、例外的に認可定員を超えて利用定員を設定することを可能とすること。この取扱いは、市町村が利用定員の認定に係る法第31条第3項の協議の際に、都道府県の私立幼稚園担当部局が中心となって判断し、その可否について市町村へ回答することとする。

オ 利用定員を超える受入れ

- (ア) 運営基準第22条ただし書の「やむを得ない事情がある場合」に該当するかどうかについては、市町村の判断に委ねられるが、同条ただし書に規定される例示に限られず、当該施設を利用する子どもの保護者の就労状況の変化等により、2号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当しなくなったこと又は1号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当するようになったことから、当該施設において法第19条第1項第1号及び第2号の区分ごとの利用定員を超えた受入れを行う必要が生じた場合や、保護者と直接契約を締結する認定こども園、幼稚園等において、入園を辞退する者が想定よりも少ない等の理由により実際の利用者数が利用定員を超えることとなる場合が含まれること。また、同条ただし書の「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応」には、特定教育・保育施設において、年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合が含まれること。
- (イ) 特定教育・保育施設は、運営基準第22条ただし書に掲げる場合には、その利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行うことができるが、その場合であっても、実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、法第32条の規定による確認の変更を行う必要があること。
- (ウ) 連続する過去2年度間常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合であって、(イ)の見直しが行われなときは、法に基づく給付費を減算する等の措置を講ずる予定であること。
- (エ) 実際の利用者数が利用定員又は認可定員を超えることとなる場合の法に基づく給付費の減算の取扱い等については、別途通知すること。

カ 利用定員に係る情報提供

特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。

(2) 合議制の機関等からの意見聴取及び都道府県知事との協議（法第31条第2項及び第3項）

法第31条第2項の規定による合議制の機関等からの意見聴取及び同条第3項の規定による都道府県知事との協議は、個々の施設の利用定員について行う必要があるが、その際、当該施設ごとに個別に付議又は協議するのではなく、複数の施設をまとめて付議又は協議するなど、各自治体の判断等により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

(3) 確認の効力の及ぶ範囲

特定教育・保育施設の確認については、市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村（(3)において「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする場合に、当該他の市町村の長が別途改めて確認を行う必要はないこと。

(4) 経過措置（規則附則第5条及び第6条）

ア 規則附則第5条に規定するみなし認定こども園等（イにおいて「みなし認定こども園等」という。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされている（規則附則第5条）が、その際、当該施設ごとに個別に協議するのではなく、例えば全施設の一覧表を作成して協議するなど、都道府県と市町村との間の協議により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

イ みなし認定こども園等の利用定員を定めるに当たっての法第77条第1項の合議制の機関等からの意見聴取については、法令上の義務は課せられておらず、各市町村の判断に委ねられるものであること。

ウ 市町村は、規則附則第5条の規定により、法の施行前に認定を受けた認定こども園（以下「既設認定こども園」という。）の利用定員を定めようとするときは、既設認定こども園の設置者の意向を十分に考慮するとともに、保育所又は幼稚園が新たに認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第7条及び第22条）が設けられた趣旨を踏まえ、適切にその利用定員を設定すること。

なお、既設認定こども園の「施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者に区分）」及び「施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満3歳未満の者の数及び満3歳以上の者に区分）」の変更については、幼稚園の収容定員の変更を伴うものを除き、届出で足りることとされている。このため、当該届出と既設認定こども園の利用定員の設定との間で整合性が損なわれることのないよう、市町村は、必要に応じ、既設認定こども園の設置者との十分な意思疎通を図ること。

2 特定地域型保育事業者の確認

(1) 利用定員の区分（法第43条、運営基準第37条）

特定地域型保育事業の利用定員については、特定教育・保育施設の利用定員（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用定員に限る。）と同様に、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることとしたこと。

(2) 確認の効力の及ぶ範囲

ア 特定地域型保育事業者の確認については、特定教育・保育施設の確認とは異なり、市町村長による確認の効力は、当該市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費について及ぶものである。

このため、当該市町村以外の市町村（（2）において「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該事業を利用しようとする場合には、当該他の市町村の長が、別途改めて確認を行う必要があること。

イ 法第43条第1項の申請を受けた市町村長（以下「被申請市町村長」という。）が、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村に事業所がある特定地域型保育事業者の確認をしようとするときは、当該事業所の所在地の市町村長（以下「所在地市町村長」という。）の同意を得る必要があること。ただし、被申請市町村長と所在地市町村長との協議により、当該同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでないこと。（法第43条第4項）

ウ イのただし書の場合において、所在地市町村長が当該事業所に係る特定地域型保育事業者の確認をしたときは、同時に、被申請市町村長による確認があったものとみなされること。（法第43条第5項第1号）

また、所在地市町村長が既に当該事業所に係る特定地域型保育事業者の確認をしているときは、被申請市町村長に当該申請があった時点で、被申請市町村長による確認があったものとみなされること。（法第43条第5項第2号）

第4 その他

第1から第3までに掲げる支給認定及び確認に係る留意事項以外の規則及び運営基準の取扱いに係る留意事項については、別途通知する。

(別添)

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見
(平成26年1月15日子ども・子育て会議)

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上